

# 高松桜井高校いじめ防止基本方針

香川県立高松桜井高等学校

## 1 「基本方針」策定の目的、「いじめ」の定義

### (1) 目的

この方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、「高松桜井高校いじめ防止基本方針」を定める。このことにより、いじめの防止及び対応等を適切に推進し、すべての生徒が安心して学校生活を送り、主体的に様々な活動に取り組むことができる学校づくりに努めるとともに、人間関係づくりや社会性の育成など、生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

## 2 いじめ防止の基本的な考え方と校内組織

### (1) 基本的な考え方

- ① いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。「いじめは絶対に許されない。」という考えのもと、学校をあげていじめ防止対策の推進にあたる。
- ② 「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも、起こりうる。」という認識に立ち、いじめの未然防止及び早期発見等に、教育活動全体を通じて、全教職員が取り組む。
- ③ いじめの問題への対応は、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって、組織的かつ体系的に早期対応を念頭に実施する。
- ④ 保護者との連携を密にして理解と協力を得ながら対応を進める。必要に応じて家庭訪問等を行い、保護者との協力体制を日頃から築いておくように努める。また、関係機関との連携を図るとともに、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）を積極的に活用し教育相談体制を充実させる。
- ⑤ 「いじめではないか」との疑いを持って、積極的にいじめを認知するように努める。

### (2) 校内組織

いじめの防止等の対策に組織的に取り組むために「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。委員会は校長を委員長とし、委員は次のとおりとする。

また、委員会の連絡調整担当は、生徒指導主事とする。

#### 「いじめ防止対策推進委員会」

校長、教頭（指導担当）、生徒指導主事、教育相談部長、人権・同和教育主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、関係教職員（正副担任、部活動顧問等）

### 3 いじめ防止のための基本的な対策

いじめの防止を図るため、「いじめ防止対策年間計画」を策定し、「未然防止」、「早期発見」、「教職員の研修」に計画的に取り組む。

#### (1) 未然防止の取組

生徒をいじめに向かわせないために、すべての教職員が、学校のあらゆる教育活動を通じ、以下の点に留意し、いじめの未然防止に取り組む。

- ① すべての教職員が、生徒一人ひとりに応じたきめ細かな学習指導や進路指導に取り組む。
- ② すべての生徒が集団の一員としての自覚や自信をもち、互いを認め合える人間関係や集団づくり、社会性の育成などに努める。
- ③ 携帯電話やインターネットを通じたいじめなど今日的課題に対して積極的に取り組み、情報モラルの育成に努める。
- ④ すべての生徒が、授業や行事の中で主体的に活躍できる場面の設定を心がけ、生徒が自己有用感や自己肯定感をもてるような指導に努める。
- ⑤ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

#### (2) 早期発見の取組

- ① すべての教職員は、生徒と向き合える時間の拡大に努め、日常的な観察を通して、いじめを見抜く鋭い感覚を身につけ、いじめの早期発見に努める。また、日常的な観察に加え個別の面談やアンケート調査等により、いじめの早期発見を心がける。
- ② 生徒や保護者が抵抗なくいじめを相談できるよう、相談しやすい雰囲気や信頼関係を全教職員が日頃から築いておくように努める。
- ③ 生徒の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかくながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることなどは、絶対に避ける。
- ④ 得た情報はすぐに職員間で共有し、迅速に対応する。

#### (3) 教職員の研修

いじめへの対応は、全教職員の協力体制が必要である。そのため、日頃からいじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、定期的に校内研修や職員会議で周知を行い、平素から教職員の共通理解を図っておく。

また、教職員相互が生徒の様々な状況等について積極的に情報交換を行うことで情報を共有し、いじめの未然防止や早期発見の取組に協働して当たれるようにする。

### 4 個別のいじめに対する対応

#### (1) 組織的で迅速な対応

いじめの発見や通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、直ちに生徒指導主事、学年主任等に連絡し、組織的に早期に対応を始める。その際には被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。

これらの対応について、その都度、保護者へ十分な説明を行うなど、理解と協力を得ながら進める。犯罪行為の疑いや生徒の被害の恐れがある場合は、直ちに警察に相談するなど、

関係機関や専門家と連携し、対応に当たる。

## (2) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等は直ちに削除させ、状況に応じてプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、保護者と協力して対応を進める。必要に応じて法務局等に協力を求め、生徒に被害が生じる恐れがある場合は直ちに警察に相談し、援助を求める。

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

次のような場合は、重大事態として対応する。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ※「重大な被害」の例
- |                  |
|------------------|
| ・生徒が自殺を企図した場合    |
| ・身体に重大な傷害を負った場合  |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 |
| ・精神性の疾患を発症した場合   |
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。
- ※ その時点で、重大事態が発生したものとして報告・調査等の対応に当たる。

### (2) 対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告し、県教育委員会と連携して事態に対応する。

なお、事態の態様によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力して事態の解決に向けて対応する。